

鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料減免基準

公益財団法人 鳥取県スポーツ協会

減免事由	減免率
一 施設使用料	
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相応するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）又は生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	10/10
(5) 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	
ア 中学校文化連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
イ 高等学校文化連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
ウ 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
エ 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
オ 高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
カ 私立幼稚園協会	10/10
キ 書写書道教育研究会	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
(1) 全県の児童・生徒を対象とする場合	10/10
(2) 郡市単位以上の児童・生徒を対象とする場合	1/2
3 芸術文化団体その他の団体が文化の振興のために行う講演会、講習会、展示会等（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
(1) 全県的組織の芸術文化団体及び社会教育団体が利用するとき。	10/10
(2) 郡市単位以上の芸術文化団体及び社会教育団体が利用するとき。	1/2
4 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他知事が定める基準に該当する心身に障がい有する者又は特定医療	

費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が利用するとき。	
(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(2) 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(4) 知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者が一般利用の方法で利用するとき。	
ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10 / 10
イ 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10 / 10
ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者）	10 / 10
(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(6) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(7) (1)～(6)の介護者（障がい者等1名につき介護者1名）が一般利用するとき。	10 / 10
(8) 障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者1名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
ア 利用者のうち、1 / 2以上が障がい者等の場合	10 / 10
イ 利用者のうち、1 / 2未満が障がい者等の場合	1 / 2
5 幼児、児童、生徒又は学生が体育館を専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）するとき。（全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。）	10 / 10
6 70歳以上の者が利用するとき。	
(1) 70歳以上の者が体育館・スポーツライミングセンターを一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(2) 70歳以上の者が社会参加を目的とし、体育館・スポーツライミングセンターを専用利用の方法で利用するとき。	10 / 10
ア 利用者のうち、1 / 2以上が70歳以上の者の場合	1 / 2
イ 利用者のうち、1 / 2未満が70歳以上の者の場合	10 / 10
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
(1) 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が体育館・スポーツライミングセンターを一般利用の方法で利用するとき。	
(2) 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が社会参加を目的として利用するとき。	10 / 10
ア 利用者のうち、1 / 2以上が要介護者等の場合	1 / 2
イ 利用者のうち、1 / 2未満が要介護者等の場合	10 / 10
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10 / 10
	10 / 10

9	国体強化選手が一般利用でスポーツライミングセンターを利用するとき	
10	県在中のオリンピック強化指定選手が一般利用でスポーツライミングセンターを利用するとき	10 / 10
11	体育の振興を目的とする県内の公共的団体が、スポーツライミングの普及振興及び競技力の向上を目的としてスポーツライミングセンターを使用するとき	10 / 10
12	その他体育及び文化に関する活動を推進するため、知事が特に必要であると認めるとき。 鳥取県が体育及び文化に関する活動を推進するために利用するとき。	
二	設備使用料	10 / 10
1	体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1～3、一の5～6、一の8、一の12に該当する場合	10 / 10
2	その他設備に関する減免は次のとおりとする 一の1に該当する場合	10 / 10
三	暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明（知事が必要と認める照度以上の照明）に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする	
四	5月から9月までの間に県内の競技団体が主催する高校生以下を対象とした中国大会以上の大会又は中国大会以上の大会につながる大会で利用する冷房（競技を行う施設に限り、会議室等を控室などで利用する場合は除く。）	1 / 2